

令和 3 年

大蔵村議会会議録

第 1 回臨時会 1 月 2 0 日 開 会
 1 月 2 0 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和3年1月20日（水曜日）

第1回大蔵村議会臨時会会議録

（第1日目）

令和3年 第1回大蔵村議会臨時会会議録

令和3年1月20日（水曜日）

出席議員（9名）

1番	齊藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	7番	佐藤勝君
8番	早坂民奈君	9番	長南正一君
10番	鈴木君徳君		

欠席議員（1名）

6番 海藤邦夫君

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 早坂勇一君

議事日程 第1号

令和3年1月20日（水曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第1号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

第4 議第2号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

第5 議第3号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会に御出席いただき、誠に御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により2番八鍬信一議員、3番佐藤雅之議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第1号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第1号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、おはようございます。

今日は暦の上での二十四節気大寒です。その名のとおり、大変厳しい寒さでございますので、お体を大切に御活躍していただきますようお願いを申し上げます。

さて、提案理由を御説明させていただく前に、年が明けて初めての議会ですし、豪雪関係の経過などについて御挨拶を申し上げます。

改めまして、あけましておめでとうございます。議員皆様方におかれましても、新たなる希

望を持って新年をお迎えのことと思います。私自身初心に立ち返り、現状に満足することなく一歩二歩先を見据え、村政運営に当たる覚悟を新たにしたところでもあります。どうか御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日は何かと御多忙の中、令和3年大蔵村議会第1回臨時会に御出席をいただきましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

この冬は、昨年12月中旬から本格的な降雪となり、年末から年始にかけて記録的な降雪に見舞われたところでございます。仕事始めとなった1月4日には、アメダス肘折観測所において、292センチメートルと例年の3倍近い積雪量を観測するなど、村内各地において1月初旬としては、記録的な積雪量を観測したところでございます。

こうした状況から、村では1月4日に、私を本部長とする豪雪対策本部を設置し、雪による被害の未然防止に努めたところでございます。しかし大変残念なことに本村では、2名の方が雪下ろし中に屋根からの転落により重症を負うという人的被害が、パイプ破損等の損壊といった被害が発生しております。

豪雪対策本部として、屋根からの雪下ろしや除排雪が困難となっている状況を考慮し、補助制度の拡充を図るべく、このたびの一般会計補正予算（第12号）に所要額を計上させていただきました。御可決いただきましたら、豪雪対策本部を設置した1月4日に遡及して適用してまいりたいと考えております。

さらに、本臨時会に提出させていただきました3件の補正予算でございますが、コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言が、東京都をはじめとする7都府県を対象に発令されたことに伴う、本村の事業推進にも影響が出てきております。そうしたことへの対応や国の補正予算への対応など、緊急を要する事案を御提案させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第1号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に2,820万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,190万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」に、債務負担行為につきましては、「第3表 債務負担行為補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） それでは、補正予算書の2ページをお開きお願いしたいと思います。

議第1号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,190万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年1月20日提出

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、5ページ目をお開きください。

第2表 繰越明許費。

4款衛生費3項簡易水道費、事業名が簡易水道事業特別会計繰出金でございます。金額831万2,000円。

8款土木費5項下水道費、事業名が特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金1,014万2,000円。

合計で1,845万4,000円になります。

次のページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正。追加でございます。

事業名が湯ノ台スキー場指定管理委託事業。期間令和3年度から令和5年度まで。限度額として1,069万2,000円でございます。

もう1点、肘折いでゆ館等指定管理委託事業。期間が令和3年度から令和5年度まで。限度額として7,944万6,000円でございます。

合計として9,013万8,000円でございます。

それでは、10ページをお開きください。

2歳入。14款国庫支出金2項国庫補助金6目衛生費国庫補助金192万4,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2,627万6,000円。

次のページをお願いいたします。

3歳出。2款総務費1項総務管理費2目文書広報費32万2,000円。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費68万2,000円。4目予防費124万2,000円。3項簡易水道費1目簡易水道費831万2,000円。

8款土木費5項下水道費。次のページをお願いいたします。1目特定環境保全公共下水道費1,014万2,000円。

9款1項消防費4目危機管理費750万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いをいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 14ページの危機管理費の750万円なのですが、これ新たに追加されたということなのですが、具体的には要綱は後からということなんですけれども、従来は村内業者を対象にしていたわけなんですけれども、今回人手不足ということもあって、考え方として村外業者も含めて対象となるのかが1つと。あと事業者関係はどこまでになるのかというのは、要綱を見れば分かるんですが、その前に今質問しておきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 1つ目の質問ですけれども、「村外業者の」の声あり）村外業者の区分ですけれども、今回の要件には設けておりませんので、今現状、業者が見つからないという状況を踏まえて、業者の、村内業者に限ってという制限はしないことにしております。

もう1つの質問ですけれども、「事業所」の声あり）事業所は住宅なんですけれども、基本的には家屋という、固定資産税の課されている家屋というふうにしております。ということで例えば大蔵村で多いのは、例えば小屋と住家と一緒につながっているようなところとか、あとは家屋兼店舗、あと旅館さんなんかもそうだと思いますけれども、そういうところも一律補助対象にするような形の要綱となっております。御理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。また、詳しくは後に私のほうから要綱を詳しく説明したいと思ひます。そうですね。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 詳しくは後から説明があると思うんですが、もう1点だけちょっと。村

外業者にした場合、従来ですと村外業者も村の指定業者ということで登録事業者が対象となっていたわけなんですけど、村内村外かかわらずですけども、委託業者の範囲というのは個人でのやり取りというのにも含まれるのか、それともやっぱり正式な村への届出業者、村外の場合どうするかというのはあるんですが、その辺の区分けはどうなっているんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 業者に関しては、いわゆる会社を経営しているとかそういうことに限らず、例えば団体で、もしくは個人で除雪の業務をやっているところも対象となるようにしています。ただし、うちのほうも最低でも領収書とか明細の必要となってきますので、明細と領収書の発行できる会社ということで、要綱の中に記載されるようになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 先ほど村長のあれで、1月4日豪雪対策本部、そこから該当するということだったんですけども、既に前倒しでやっている人もいると思うんで、着工前とか着工完成後で証拠となる写真とかそういうのが必要なのか。

それから、これは危機管理に該当すると思うんだけど、空き家ですね。空き家が道路からくるとするのは非常に危険で、今回も例が2回ありまして、そのときちょっと誤解があったようで業者とトラブルがあったんですけども、その空き家から道路に落ちたの、扱いはどうなるんでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 先ほど、村長の挨拶にもありましたとおり、1月4日に遡及して対象にするということで、佐藤議員がおっしゃったとおり、当然写真撮っていないと、そういうことも出ると思っておりますので、それは柔軟に対応して、写真なしでも申請、交付できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、空き家に対してなんですけれども、空き家に関しても家屋の所有者、もしくは相続者というのがいると思います。その方もですね、分かるのであればその人が申請すれば、交付できるようになっておりますので。ただどこにいるかわからないという建物に対してはどのようにもないんですけども、例えばその家屋の持ち主、大蔵村以外に住んでいるということがわかりましたら、伝えていただいて申請していただければ、交付できるような補助金となっております。

御理解をお願いしたいと思います。私からは以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 村外どこかに住んでる人、分かればその人に連絡して排雪しても、それも補助対象になる。それはいいんだけど、それ、誰が連絡する役割になるのか。やっぱりその地元の住民というけれども、既になくなったんですから、地元じゃないんですよ。でも道路は、道路の危険は地元にかかるわけです。だから役場のほうでは地元の人が片づける、連絡しろというんですけれども、我々の扱いとしては地元じゃないんです。既に辞めていった人ですから。でも地元で迷惑がかかるんですよ。その辺を行政が何とかしなきゃならないと思うんですけど、地元で任せっきりではうまくないと思うんです。どう考えますか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 空き家の屋根の上ののっている雪の処理については、後で危機管理室の室長のほうから答弁していただきたいと思いますが、空き家から落雪した、道路、村道のほうに落雪した雪につきましては、原則役場のほうでは除雪しないことにします。ただ、どうしても迂回路がないとか、一本道、その道路しか使用できないと、その利用者が奥のほうに行けないとかというふうな状況の村道についてはやむを得ず、1車線分を村のほうで除雪していくような状況です。そんなふうに降雪がありまして、空き家以外の部分で降雪があった場合は、我々のほうで除雪というわけなんですけれども、そのときに一緒に落雪した雪を除雪するようなことで対応していくという状況です。私のほうからは、以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 落雪したやつは原則、屋根から落雪したやつは原則やらないというんだけど、交通のできないときはやらないわけにいかない。それは対応するというんだけど、危機管理だから、かなり危険なわけです、屋根がね。ところが空き家、うちのところは空き家というのがどうしても道路のそばまでいっぱいあるので、そうすると歩くのが大変なんです。だからその落ちたやつの処理はいいんですけれども、落ちるものの扱いはどこでやるんですかという。個人のものだから、財産だから、個人でやりなさいというけれども、さっきも言ったとおり、地元の人がやれと、地元の人じゃないというのは、そこなんです。引っ越していったんですから。だから地元というのは、どこを対象にして地元と言っているのか。行政としては、どう考えてるんですか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 空き家の問題ですけど、空き家に関して、本来はその空き家の所有者が分かれば、対応をお願いしますけれども、それではその対象者がどこに住んでい

るのかという、住所とかを特定することに関しては、個人情報の観点から役場のほうでもちょっとそれをやる、やっていいのかな、いけないのかというところの、ちょっと私はまだ勉強するところも残っているんだと思います。やはりもし地元のほうで危ないとなれば、その所有者の今ここに住んで、電話番号が分かるよとかという情報があるとすれば、それを危機管理のほうにいただいたとすれば、私のほうではその方に、こういうふうに危ない状態でありますから何とか申請して除雪してもらえませんかと促すことは可能であると考えておりましたので、ぜひ協力していただきまして、そういう情報がありましたらお願いしたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 1 番 齊藤光雄君。

○1 番（齊藤光雄君） 高齢者で単身世帯で所得割がかかっている、それで通常灯油の補助も受けられない、例えばほとんどの補助金はもらえないという方もおります。例えば東京から来て、それでも帰ろうかなと、こんなに経費かかるんだらと。だからそういう所得割もある人には、対象になるんですか、補助金が。お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 今回の補助金には所得制限をかけておりませんので、どなたでも利用できるというふうに考えております。

○議長（鈴木君徳君） 1 番 齊藤光雄君。

○1 番（齊藤光雄君） あともう 1 点ですけれども、この村ではやってませんが、高齢者のボランティアということで、やはり人的なことだけではなかなか解決できなくて、舟形町さんあたりでは、六、七年前からボランティア活動なさる方に機械を補助して、購入した場合に補助金を出してるんです。それで私の近所でも今回、80 歳近くなる人ですけれども、機械を買いました。それでボランティアを、機械があればやってくれるという人がいたものですから、実施してもらってます。だから、ぜひそういう方にも、機械があればボランティアができるよという実情もあるものですから。その辺も踏まえて、今後もあるものですから、雪は待ってられませんので。だからその辺の実情も踏まえて考えていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 今の御質問なんですが、うちのほうでも制度的にはございます。100 万円のものを買えば 2 分の 1 の補助、50 万円までは機械を補助するという制度は、もう大分前からうちのほうでもやっております。中身については、地区内の公共施設の除雪、または、例えば除雪機械が入っていけない村道、もちろん村のほうの許可は必要なんです、除雪機械

が入っていけない村道の除雪、それから独り暮らし、高齢者住宅のやつを地区で除雪をするというのであれば、その補助制度に該当します。今回初めて、塩地区で1台除雪機械を購入しまして、それに補助というふうなことでやっていますので、大蔵村ではやっていないではなくて、やっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 1番齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） やはり人口割もありますけれども、こういうふうに一晩で1メートルも70センチも積もる、やはり同時になるわけです。地域に1台あっても足りないのが現状です。例えば、清水、合海なんかは、家が、間隔が2メートルとかその辺しかないもんですから、ぜひやっぱり地域性を考えて、そういう形で考えていただきたいと思ったんです。閑散としているところはすぐできると思いますけれども、やはり条件がいろいろあるもんですから、その辺のことを柔軟に今後考えていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 先ほど言ったとおり、あくまでも個人の住宅のための除雪補助ではございませんので、独り暮らし、高齢者、それから公共施設、除雪機械が入っていけない村道、というふうなことのための除雪機械の補助ですので、そこら辺も御理解をいただいて、なお内部のほうで検討はさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 1番齊藤光雄君。

○1番（齊藤光雄君） 高齢者の単身世帯ということで私は言ったつもりですので、そういう形で、ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 豪雪対策本部そのものの設置の基準なんですけれども、今回1月4日に設置されたということなんです、年末から予測はされていて、多分自治体などでは12月の最初の大雪の段階で設置したところもあります。基準に達してからということで、何か起きてみないとそういったものが立ち上がれないという部分もあると思うんですが、今後おそれとか気象予報によって、ある程度豪雪が見込まれたときに何らかの対策が、豪雪対策本部の前に連絡協議会というのがあるんでしょうけれども、その状況を前倒しするという基準を見直すということはあり得るのかということと。あと、ある青森県の自治体では、豪雪に伴って災害がいろいろ発生しているような状況の中で、豪雪災害対策本部というふうに格上げしたところもあったんですが、大蔵村の場合も、これが災害と言えるかどうか分かりませんが、倒木によって停電という状況があったりしている中で、複合的な災害なりにつながる可能性もあると思うんで

すが、そういった豪雪災害対策本部というような形に切り替えるような、今そういう時期かどうかは別として、そういう仕組みがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） このたび災害対策本部は1月4日に立ち上げたばかりなわけなんですけれども、それには議員がおっしゃるとおり基準がございます。今回は1月4日現在では、基準にまだ達していませんでした。ちょっと今資料がないからあれなんですけれども、清水地区ではおおよそ10センチ強、肘折地区では1メートル、約1メートルぐらいまだ基準に達していなかったんですけれども、この年末の雪を加味しまして、村のほうでは、このたびに関してはいち早く対策本部を立ち上げたということがございます。また見直しに関しましても、またこれからの雪を見ながら、このたびの状況を振り返るときが来ましたら考えていきたいなと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 1つ確認なんです、豪雪災害対策本部という概念を私初めて、今回青森県のほうでつくったようなんです、豪雪対策本部にプラスして、雪が降って、その後災害に発展した場合に対応するために格上げしたと。格上げしても中身が伴っていなければ、なかなか何とも名前だけではちょっとあれなんですけれども、そういったスキームというのが大蔵村にもあるんでしょうかということ。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 本当のところですと、大蔵村では、順番的には大蔵村豪雪対策連絡協議会、そういう組織がございまして、それを立ち上げた後に、本当は対策本部に格上げするというのが標準でございます。今回の場合は、先ほど申し上げましたとおり、前倒して最初から対策本部を立ち上げたという経過でございます。御理解のほどよろしくお願ひします。
（「災害が出れば」の声あり）そうですね、災害が発生すれば、災害という名前がつくということになると思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第2号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第2号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第2号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に1,531万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,421万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の18ページをお願いいたします。

議第2号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,531万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,421万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年1月20日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、21ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

1 款水道事業経営総務費 2 項水道布設費、事業名が国道458号線道路改良工事に伴う水道管移設事業。金額が1,531万2,000円でございます。

26ページのほうをお願いいたします。

2歳入。4款繰入金1項1目一般会計繰入金831万2,000円。

6款諸収入1項雑入2目事業補償費収入700万円。

次のページをお願いいたします。

3歳出。1款水道事業経営総務費2項水道布設費1目簡易水道布設費1,531万2,000円。こちらのほうは国道458号線道路改良工事に伴う水道管の移設工事でございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第3号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第3号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第3号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に1,764万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,207万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、32ページをお願いいたします。

議第3号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,764万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,207万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年1月20日提出

大蔵村長 加藤 正美

35ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

1 款公共下水道事業経営総務費 1 項公共下水道事業経営総務費。事業名が災害支援協定に基づく支援業務委託事業で、金額が1億1,418万3,000円です。

2 項公共下水道事業費。事業名が国道458号線道路改良工事に伴う下水道管移設事業。金額が1,764万2,000円です。

合計1億3,182万5,000円となります。

40ページをお願いいたします。

2 歳入。3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金1,014万2,000円。

5 款諸収入 1 項雑入 2 目事業補償費収入750万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。1 款公共下水道事業経営総務費 2 項 1 目公共下水道事業費1,764万2,000円。こちらのほうも国道458号線道路改良工事に伴います下水道管の移設工事でございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(鈴木君徳君) 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番(佐藤雅之君) 35ページというか、災害支援協定に基づく繰越明許費ということなんです。たしかこの間の議会で聞いたときは、年度末で一応終わらせる契約になっていたと思うんですが、その関係としては、契約ではどうなるんでしょうか。また新たに議案として出すんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） この前、12月の臨時議会のほうで、協定の締結について、議員の皆さんから御承認いただいたものでございますけれども、当初令和2年度末までには完成したいというふうな考えでございましたけれども、今現在、新型コロナウイルス感染症関係で、首都圏ですとか大阪のほうですとか九州のほう結構、緊急事態宣言が発令されていまして、技術オペレーターの方の移動制限が、かなり制限されることも予想されますし、各部品の調達のほうも遅延することが考えられるということで、下水道事業者のほうから何とか工期の延長について協議したいというような申出がありましたので、今回の繰越の承認をいただいて、再度協定の変更について締結したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 建設関係なんですけれども、水道布設費、道路改良だかの458号線の関係で、それが1,500万円、下水が約1,700万円、両方合わせて3,300万円くらいかかるということになるんですけど、いいんですか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） そのようなことになります。工事のボリュームにつきましては、水道管、下水道管ともに100メートルほどの移設になるわけなんですけれども、どうしても白須賀のほうから上竹野、熊高の方面にいく管が1本しかないものですから、どうしても工事中は仮設管が必要になってきます。そのために、工事費がちょっと割高になっている状況になっています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木君徳君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第1回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午前10時40分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員